障害者活躍推進計画

機関名	石狩東部広域水道企業団
任命権者	企業長
計画期間	令和7年4月1日~令和12年3月31日(5年間)
石狩東部広域水道企業団に	石狩東部広域水道企業団においては、職員総数が 20 人
おける障害者雇用に関する	強の小規模な機関であることから、これまで障害者に限定
課題	した募集・採用は行っていないが、障害者である職員が現
	在在職している。
目標	
①採用に関する目標	○各年6月1日時点における障害のある職員の雇用率を
	法定雇用率以上とする。
	※ 令和7年度時点での法定雇用率は2.8%(36人に1人)
	(評価方法)
	毎年度、任用状況を把握し進捗管理を行う。
②定着に関する目標	○不本意な離職者を極力生じさせない。
	(評価方法)
	毎年度、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を
	把握し進捗管理を行う。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進す	○障害者雇用推進者に総務課長をもって充てる。
る体制整備	○障害者職業生活相談員の選任義務の有無に関わらず、障
	害者である職員の相談窓口を設定し、職員に周知する。
	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、3
	か月以内に選任するとともに、当該選任しようとする者
	が資格要件を満たさない場合には、労働局が開催する公
	務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講
	させる。
2. 障害者の活躍の基本と	○障害者の特性・能力等や当企業団の実情を踏まえて、労
なる職務の選定・創出	働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び
	創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進す	○相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事
るための環境整備・人事管	評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配
理	慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検
	討を行い、継続的に必要な措置を講じる。
	○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を

踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施 する。

- ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。
 - ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。
 - ・自力で通勤できることといった条件を設定する。
 - ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。
 - ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援 が受けられること」といった条件を設定する。
 - ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。